



発行所

一般社団法人
全日本木材市場連盟
編集・発行人 小合信也
東京都文京区後楽1-7-12
〒112-0004 林友ビル6階
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

■第48回JAS製材品展示会 会始まる…東京中央木材市場(株)

8月5日(水)、本年度初めてとなる第48回JAS製材品展示会が東京中央木材市場(株)(飯島義雄社長、千葉県浦安市)において開催された。4日(火)の審査会には、13社から69㎡のJAS製材品が出品され、今年度から新たに就任した信田 聡審査委員長(公社) 木材加工技術協会会長)ほか審査員が厳正に審査した結果、満点の100点が5社と極めて優秀な成績となった。なお、信田聡委員長におかれては、特に木材の物性及び木材乾燥等についての御造詣が深い方で、長年、東京大学において教鞭をとられた農学博士。一方で、江戸天保年間創業の折箱等製造の浅草「木具定商店」の代表取締役も務める(社長は奥様の喜代子様・六代目)。5日(水)の展示即売会には、主催者を代表して、全買連の早川金光会長が出席し、ユーモラスな話題を交え、JAS製品普及への協力要請を行った。また、開催市場の飯島社長が挨拶し、JAS製品の普及とお買い上げを要請した。式典の後、JAS製材品等の競りが行われ、コロナ禍の暗雲を晴らすような活況を呈した。



「展示会の様子」



「審査・計測の様子」

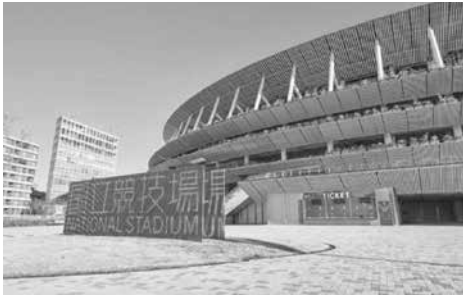
■経済財政運営と改革の基 本方針2020(2020)

令和2年7月17日(金)、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、公表した。新型コロナウイルスの影響もあり、例年より1か月遅れとなり、主要テーマも、「新たな日常」の実現及びデジタル化の推進となった。その中で、第2章国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く2. 防災・減災、国土強靱化―激甚化・頻発化する災害への対応―の記述の中で、「森林整備・治山対策」を加速することが明記されている。また、第3章「新たな日常」の実現2. 「新たな日常」が実現される地方創生(2)地域の躍動につながる産業・社会の活性化②農林水産業の活性化の記述の中で、「スマート農林水産業の技術開発や現場実装」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。「鳥獣対策の推進、森林資源・水産資源の適切な管理」、「建築物等への木材の利用拡大を図る。」「2025年に2兆円、2030年に5兆円とする新たな輸出額目標に向け、農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国との規制緩和・撤廃の協議の加速化：等を進める。」等、森林・林業・木材産業関連分野への記述がある。これらについて、今後の行政施策展開の中で、具体的かつ効果的に反映されることを、是非お願いし、期待したい。

■令和元年度森林林業白書 トピックス(抄)

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技会場等における木材利用
東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて建設された競技会場等では、全国各地から調達された木材がふんだんに利用されていますので、御紹介し
ます。
本大会のメインスタジアムとなる国立競技場は、「杜(もり)のスタジアム」というコンセプトの下、約2,000㎡の木材が使われ、観客席に大きく張り出した屋根構造に鉄骨と木材を組み合わせたハイブリッド構造を用いることで、観客席からも木材が見えるようにつくられています。また、スタジアムの周囲の軒庇(のきびさし)には、全国47都道府県から調達したスギ(沖縄県はリュウキュウマツ)が使われています。メディアを通じて多くの人の目に触れる選手村ビレッジプラザは、日本の伝統・文化が感じられるよう木材の利用をコンセプトにし、約1,300㎡の木材が使われています。「日本の木材活用リレー」をみんなで作る選手村ビレッジプラザ」の呼びかけに応じて、63の地方公共団体から提供された木材は、大会終了後に各地に返却され、レガシーとして公共施設などで活用される予定です。体操競技等の会場となる有明体操競技場では、アーチ状の屋根の大梁(おおはり)にカラマツ、観客席や外装の庇にスギを使うことにより、木の香りに包まれた大空間を構成し、新設の施設の中で最も多い約2,300

国立競技場 (写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター)



スタジアム周囲の軒庇には全国47都道府県から調達した木材を使用



屋根はスギ・カラマツの集成材と鉄骨のハイブリッド構造

m³の木材が使用されています。また、これらの競技会場等については、それぞれの整備主体が定める調達基準により、森林認証材等の合法性や持続可能性に配慮した木材が使用されています。本大会は、日本の木の文化の素晴らしさやその技術力を国内外に発信し、木材利用の機運を醸成するまたとない機会であるとともに、持続可能な森林経営や森林認証材への理解を進める契機になることが期待さ

有明体操競技場



全長約90mのアーチ状の屋根の大梁にカラマツ約1,500m³が、観客席や外装の庇にスギが約800m³使われている

選手村ビレッジプラザ



63の地方公共団体から提供された地域材により、「日本の伝統文化が感じられる木造」をコンセプトに建設

れています。2. 中高層建築物等の木造化・木質化に向けた動き
日本の人工林が利用期を迎えており、木材の利用を促進し、「伐って、使って、植える」という資源の循環利用を進めることが重要となってきました。また、国連において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、我が国も含め世界各国でこれに向けた取組が進められるな



建物の一部を木造化した12階建て共同住宅「FLATS WOODS 木場」(東京都江東区) (写真提供：株式会社竹中工務店 設計部)

ど、持続可能な社会の実現が求められる中で、環境にやさしい素材として木材が改めて注目されています。このような中、我が国においても、森林・林業・木材産業関係者のみならず、建築物の施主など需要者側にも、木材利用に対する気運が高まってきています。林野庁では、平成31(2019)年2月から、建設事業者、設計事業者や実際にこれらの建築物の施工となる企業が一堂に会した「ウッド・チェンジ・ネットワーク」を開催し、木材利用に関する課題の特定や解決方法を協議・検討することで、民間分野での木材利用を広げていく新たな取組を進めています。また、令和元(2019)年5月には、森林・林業・木材産業関係団体や建設業関係団体等からなる「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」が設立され、これまで木材があまり使われてこなかった都市部の木造化・木質化に向けた意見交換等が行われています。さらに、令和元(2019)

全国労働衛生週間

年11月には、公益社団法人経済同友会が中心となって、44の各地経済同友会、41都道府県、48市町村、153の企業・団体、35の森林組合が参加し、国産材の利用拡大を目指すネットワーク組織「木材利用推進全国会議」が設立されました。政府においても、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元(2019)年6月11日閣議決定)や「バイオ戦略2019」(令和元(2019)年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)の中で、建築物への木材利用を明確に位置付けしつつ、関連する取組を進めているところです。このような社会的な気運の高まりもあり、全国各地で木造の中高層建築物等の事例も増えてきており、都市部でも3〜5階建ての事務所ビルや商業施設が木造で建設されているほか、積極的に木質化に取り組み動きもみられます。令和2(2020)年2月には、木質部材を柱や床等の構造部分に使用した12階建ての共同住宅も建設されました。林野庁としても、優良事例の普及展開や設計者への支援、供給者側と需要者側のネットワークの構築への支援等を通じて、ますます中高層建築物等への更なる木材利用の拡大に向けて後押ししていきます。

厚生労働省では、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界の自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱しています。本年度においても、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30

日までを準備期間として、「みなおして職場の環境 からだの健康」のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「3つの密」を避けての取り組みをお願いしています。全国労働衛生週間に実施する事項として①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示③労働衛生に関する優良職場、功労者等の表彰④有害物の漏えい事故、酸素欠乏等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施となっております。自主的な労働衛生管理活動の促進に御協力をお願い致します。

■全国知事会国産木材PT 提言

令和2年7月14日、全国知事会「国産木材活用PT」の小池百合子都知事は、江藤農林水産大臣等を訪れ、「需要拡大に向けた提言」を手交し、実現を求めた。提言の概要は、以下のとおり。

1. 新たな国産木材の需要創出 (1) 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進 (1) JAS構造材の流通量拡大、(2) CLT等の普及、(3) プレカット事業者等の体制強化、(2) 木扉の普及、(3) 不燃木材等の屋外利用の促進、(4) 木材・木材製品の輸出拡大、(5) 土木分野での利用、(6) 仮設物

- での利用、(7) 木質バイオマスの安定供給、(8) 森林環境譲与税の活用促進、(9) 広葉樹資源の活用、(10) 新たな素材としての木材の活用促進
2. 公共建築物の木造化・木質化の推進 (1) 財源の確保、(2) 企画立案の推進、(3) 設計・維持管理の円滑化、
 3. 大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成 (1) 建築士等の育成、(2) 地方公共団体職員等の育成
 4. 新たな技術の研究開発 (1) 新たな技術の開発を促進する環境整備、(2) 大径材の活用に向けた技術開発
 5. 国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発 (1) 木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信、(2) 木材利用の普及・啓発
 6. 生産・流通体制の強化 (1) 伐採・搬出・流通基盤の整備、(2) 林業を担う人材の確保・育成、(3) 木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築
- 行政において、予算措置等での早急な具体化を期待するとともに、連盟会員におかれても、地方自治体等との連携・協力を図る際に念頭に置いていただき、対応をお願い致します。

■無断伐採に係る都道府県 調査結果について

林野庁は、無断伐採に係る都道府県調査結果を取りまとめ、公表した。

1. 概要

林野庁では、森林所有者に無断で立木の伐採が行われ、平成31年1月から令和元年12月までの期間に、市町村又は都道府県に情報提供や相談等があった事案に

ついて、都道府県を通じて調査を行った。この調査は平成30年から毎年行っている。

2. 調査結果
調査の結果、確認された事案は左表のとおり。

3. 今後の対応
林野庁では、平成31年3月に関係通知

	伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	7	66	22	95
うち警察への相談件数	3	19	10	32

注：上記の事案の分類は、森林所有者等への効果的な注意喚起を目的として、現時点で把握している情報を基にあって行ったものであり、故意か否か等を確定するものではありません。

(参考) 前回調査 (令和元年6月7日公表) では、森林法第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」(以下「伐採届」という。)の対象となる伐採について調査したところですが、今回から、伐採届の対象外となる伐採 (森林経営計画対象森林における伐採等)も調査対象に加えています。

なお、今回の調査結果のうち、伐採届の対象となる伐採に係る事案は次のとおりです。

	伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計	(参考) 前回調査 R1. 6. 7 公表
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	6	56	19	81	78
うち警察への相談件数	2	17	8	27	34

の改正等を行い、都道府県や市町村、警察庁等と連携しながら、無断伐採の未然防止に向けた対策の強化に取り組んでい

る。また、これらの対策に加えて、衛星画像を活用して伐採状況を監視するプログラムの開発も進めている。

■外国資本による森林買収調査結果

農林水産省農林水産省は、この度（令和2年5月8日）、令和元年における外国資本による森林買収の事例について都道府県を通じて調査を行い、結果を取りまとめ公表した。

1. 調査方法

平成31年1月から令和元年12月までの期間における外国資本による森林買収について、森林法に基づく届出情報などの行政が保有する情報を参考に、都道府県を通じて調査を行った。

2. 居住地が海外にある外国人又は外国人と思われる者による森林買収の事例調査の結果、確認された事例は、次のとおり。

都道府県別では、北海道、長野県、愛知県、福岡県及び沖縄県の5道県、12市町村。件数31件、森林面積163ha、そのうち北海道が26件（84%）、154ha（94%）とその大半を占めている。利用目的としては、資産保有、別荘・住宅・宿泊施設、太陽光発電及び不明となっている。取得者の住所地は、香港を主とする中国が18件（39ha）、サモアと日本の共有1件（93ha）、オーストラリア等3件（13ha）等が主な事例である。平成18年から令和元年までの14年間の事例の累計は264件、2,305haとなっている。

3. 2の事例のほか、国内の外資系企業と思われる者による森林買収の事例と

して都道府県から報告があった事例は、31件、288haとなっている。平成18年から令和元年までの14年間の事例の累計は201件、5,255haとなっている。

3と2の事例は、合わせて見るべきであらうし、それ以外に、実質的に外資による買収と見なすべきものもあるかも知れない。森林の公益的機能の維持・増進、国民の安全と健康等に支障の生じないよう、行政の適切な管理・監督・指導をお願いしたいものである。

■東木市場4千回記念市開催

令和2年8月6日（木）、東京木材市場（市川英治社長・江東区新木場）は、昭和27年の初市開始以来、69年目で4千回目となる節目の市を開催した。会社自体は、昨年創立百周年を迎え、各種の記念事業が実施されている。今回の市は、「JAS製品まつり」も兼ねての開催、



「式典の様子」

JAS製品をはじめとして、優良材が出品され、新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期して実施された。市には、関係者含め約40名が参加し、真夏日ではあるが、浜風も心地よい晴天の中、暑い取引が展開された。

■コロナに負けるな



「某高齢者施設の情景」

■事務局から記事投稿のお願い

支部会員の皆様から、全市連時報等によって、全国の会員の皆さんに発信する情報がございましたら、映像等と共に、Dataで事務局までお寄せください。様式は自由です。全市連時報への掲載あるいは、全市連HPへの掲載等調整させていただきます。なお、紙面の都合で、時報に掲載できない情報等は、全市連HP「会員掲示板」にも掲載致しておりますので、随時ご覧ください。

雑記帳

かれこれ45年ほど前、「有限の生態学」（栗原康著）という新書が発行された。フラスコの中の自然から始まり、生物学的切り口から資源環境問題が判りやすく記述されている。詰まるどころ「生物は有限の空間と有限の食物で飼えば、早晚食物を食べつくし、自分自身の排泄物のためにだめになるはずである。つまり資源枯渇と環境汚染によって死滅する」、「フラスコの中の生物群集は平衡状態に達すると、気圏から隔離しても同じ状態を保ち続ける。フラスコの中が動物、植物、微生物からなる自給自足系になったことを意味する」ということに尽きるところ。以来、約半世紀、環境問題はどこまで解決されたのだろうか。今、この本を読み直しても、危機感が募るばかりである。ヒトを中心に考えた地球生態系システムを「開放系」と考えるか「再生系（閉鎖系）」と見るかにもよるが、人口が激増し、資源・エネルギー消費量がここまですべて増え、再生可能な範囲で持続可能なシステムを目指すほかにないか。身近に言えば、木材市場の販売額＝数量×単価だが、地球に置き換えると、使用可能な資源量の上限（再生可能資源）＝人口×単位資源消費量と言うことになるだろう。現在、ヒトの消費資源量は、既に地球上の再生可能資源量の1.6倍にも達しているという。これまで右上がりの成長が当たり前と考えられていたが、有限の再生可能資源量の中で数量又は単価、或いは両方を最適化する「有限（右下がりの）経済学」も考える時期ではないか。